

2023年4月17日

各 位

一般社団法人日本経済団体連合会
副会長・事務総長 久保田 政一

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後（5月8日以降）の療養期間の考え方

ご案内の通り、5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更される見込みとなっております。これに伴い、現在、患者に要請されている自宅療養(外出自粛)措置はなくなり、季節性インフルエンザと同様、個人の判断に委ねられることとなります(資料第1)

今般、政府よりその判断に資する情報が示されましたので、ご提供いたします(資料第2)。これによると、

- 従来、新型コロナウイルス感染症の有症状者の療養期間は「7日間経過かつ症状軽快後24時間経過」とされてきましたが、「発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過」に短縮されます。
- 季節性インフルエンザは、学校保健安全法施行規則に規定される出席停止期間を「発症後5日間経過かつ解熱後2日間経過」としています。他方、新型コロナウイルス感染症は「発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過」するまで外出を控えることが推奨されています(現在、学校での出席停止期間についても同様の案にて手続き中)。
- 上記の療養期間は、5月7日までは「感染症法による自宅療養(外出自粛)の要請」ですが、5月8日以降は、個人の判断の参考材料となります。
- 一般に、保健所から「濃厚接触者」に特定されることはありません。

皆様におかれましては、これら政府情報等を参考に、各自感染療養期間等を判断いただきますようお願い申し上げます。 敬 具

記

資料第1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方について(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部/4月14日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

資料第2 (資料第1別紙) 感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A、専門家による新たな分析結果、諸外国の状況(新型コロナウイルス感染症の療養期間)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf>

- 本状送付に関する連絡先：経団連ソーシャル・コミュニケーション本部
電話 (03) 6741-0152

以 上